

第3章 森林・林業・木材産業の基本目標と施策の方向

第1節 長期展望

県では、21世紀半ばには適切に管理・整備された多様な森林と県民との理想的な関係が構築された社会が実現され、「森林との共生」（森に遊び、学び、働き、守り、暮らす）の理念に基づいたうつくしく、豊かで活力のある循環型の社会が形成されていると考えています。

この展望は、森林の生育が長期にわたることから本県森林・林業施策の確実な実施を踏まえ、「21世紀半ばにおける本県の森林・林業・木材産業の望ましい姿」を描いたものです。

<森林と人との理想的な関係が構築された社会>とは



=森に遊び、学び=

森林とふれあい、自然の摂理や命の尊さを感じ取りながら人格を形成し、創造・芸術・癒しなど、県民それぞれのライフステージにおいて森林での遊びや学びを通じて豊かで活き活きと生活できる社会。



=森に働き=

技術と知識を備えた担い手は意欲があふれ、認証制度に基づいた林業経営から生産される県産木材は品質と価格が安定し、建築用材を主体に木質バイオマスなど幅広い分野で積極的に利用され、活力ある林業・木材産業が展開されている社会。



=森を守り=

森林整備が適切に行われており、手つかずの森林や動植物の生息の場も確保され、多様な森林の恵みと人との関わりを理解し、森林ボランティアや財源支援など県民が森林所有者と一体となって森林を守り支え合う社会。



=森に暮らす=

美しい森林景観をも含む資源を生かして活力ある林業が展開され、都市住民などとの交流も盛んで、魅力と活力ある地域社会や森林文化が形成され、県民が誇りと愛着を持って暮らしている社会。

※緑化写真コンクール入選作品
(福島市) (猪狩幸一氏撮影)

背景：緑化写真コンクール入選作品(北塩原村) (芳賀郁夫氏撮影)

＜福島県が目指す森林の姿＞

- 生態系や自然環境の保全に配慮した森林施業を行うことにより、水源のかん養や安全な県土の形成など公益的機能が発揮されるとともに、森林の有する多面的機能を高度に発揮できる複層林や混交林及び天然生林が整備されている。
- 二酸化炭素を旺盛に吸収する若々しい森林から長期にわたり炭素を固定する高齢級、高蓄積の人工林や天然生林が生育しており、地球温暖化防止に大きく寄与している。
- 循環型社会の形成に必要な各種の木材資源を安定的に供給することのできる、若い林から樹齢の高い林までの活力ある針葉樹や広葉樹の森林が整備されている。
- 原生的な森林や多様な動植物の生息・生育する手つかずの森林が保全されている。
- 森林や林業の重要性を広く県民が理解し、子供からお年寄りまで各ライフステージで森林と積極的に関わり、新たな森林文化を構築するとともに、身近にふれあうことのできる良く手入れのされた里山林や地域のシンボルとなる森など多様な森林が整備されている。

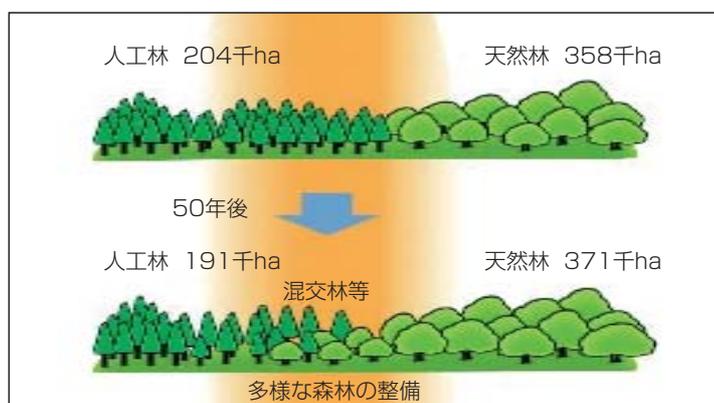
背景：緑化写真コンクール入選作品（猪苗代町）（渡部希夫氏撮影）

＜福島県が目指す林業・木材産業の姿＞

- 林業の生産性の向上のための生産基盤の重点的な整備がなされ、育林・素材生産段階におけるコストを削減して、持続的な林業経営が確立され、循環型社会に貢献している。
- 新卒者、UJIターン等多様な就業ルートを通じた幅広い人材が確保され、森林整備に必要な知識・技術等を備えた人材の育成・定着が図られており、また、林業の担い手が安全に安心して働くことができ、併せて山村の生活環境の整備もされている。
- 川上の森林所有者から川下の木材利用者まで関係者の連携協力による民有林・国有林が一体となった流域管理システムが確立され、森林の適正な整備と利用がなされている。
- 乾燥材等の品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給するため、木材の生産、加工、流通の合理化が図られている。また、林地残材や製材工場から出る端材等についても、木質バイオマスとして有効に活用されている。
- 木材の特性や価格等に関する情報が豊富に提供され、森林所有者、木材生産者と住宅生産者等関係者の連携の強化による住宅への県産木材利用が進み、公共建築物・公共土木工事における県産木材の利用が図られている。
- 特用林産物は、収入機会の増大を通じた山村地域の活性化、林業経営の安定化や森林資源の有効利用の面で重要な役割を果たしている。

本県の目指す森林の姿は、生物多様性を保全する森林、水源のかん養が図られている森林、健全に育成された100年・200年の森林、良く手入れされた身近な里山林などが見えてきます。

このような、森林の多面的機能の発揮させる森林への誘導は、混交林など多様な森林づくりを経て育成されることから、将来の人工林率を現在の36%から34%になると想定します。



<福島県が目指す森林・林業・木材産業の姿>イメージ



第2節 基本目標と施策の方向

長期展望に掲げた21世紀半ばにおける本県の森林・林業・木材産業の望ましい姿を実現するため、平成22年までに実施すべき施策の基本目標を

「21世紀の豊かな森林、活力ある林業・木材産業づくり」

と定めます。

基本目標を実現する方法として、次の5つの基本方向に基づいて施策を構成し、施策間の関連性に留意しつつ、一体となって推進を図ります。

1 多面的機能の発揮に向けた森林整備

豊かな森林づくり

地域の合意のもと、重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、望ましい森林の姿を示し、これに導くための森林施策を推進するとともに森林の整備に不可欠な推進基盤である林内路網の計画的な整備に努めます。

また、森林を県民全体で守り育てて行くため、森林整備を適正に推進するための新たな財源についてあらゆる角度から検討します。

2 森林の働きによる安全で豊かな県土の形成

県土づくり

県民生活に身近な森林の乱開発防止等適正な管理を推進し、保全上重要な森林については保安林に指定するとともに、森林の働きが低下した保安林については、治山事業などの実施により機能の回復に努めます。

また、森林の持つ多面的機能の低下をもたらす森林病虫害や林野火災の発生防止に努めます。

3 県産木材等の安定供給と需要拡大

産地づくり

人と環境に優しい素材である木材を有効に活用し、環境に負荷の少ない循環型社会の形成を図るとともに、県産木材等の利用推進を図るなど地産地消の推進に努めます。さらに、県産木材の加工技術及び商品開発と新たな需要の開拓、木質バイオマスの利用促進に努めます。

栽培きのこ、桐、木炭等の特産林産物については、地域の特性を生かした競争力のある産地づくりを目指します。

4 森林・林業を支える担い手の育成・確保と技術開発

人づくり

経営の規模拡大・多角化や優れた経営感覚を持ったリーダーの育成を図るとともに、定住環境の整備や林業事業者の体質強化を図ります。

また、県民のニーズに即した試験研究の推進や多様な森林の造成、育成・管理技術等の研究開発と、これらの円滑な普及・定着を推進します。

5 県民参加の森林づくりの推進

森を育む心づくり

「森林との共生」の理念を具現化するため、「県民の森」をはじめとする森林とのふれあいの場の整備拡充や普及啓発に努めるとともに、県民参加による緑化活動と森林づくり運動の支援拡充を図り、森林を県民全体で支える意識の醸成と、県民の様々な形での森林づくりへの参加を促進します。

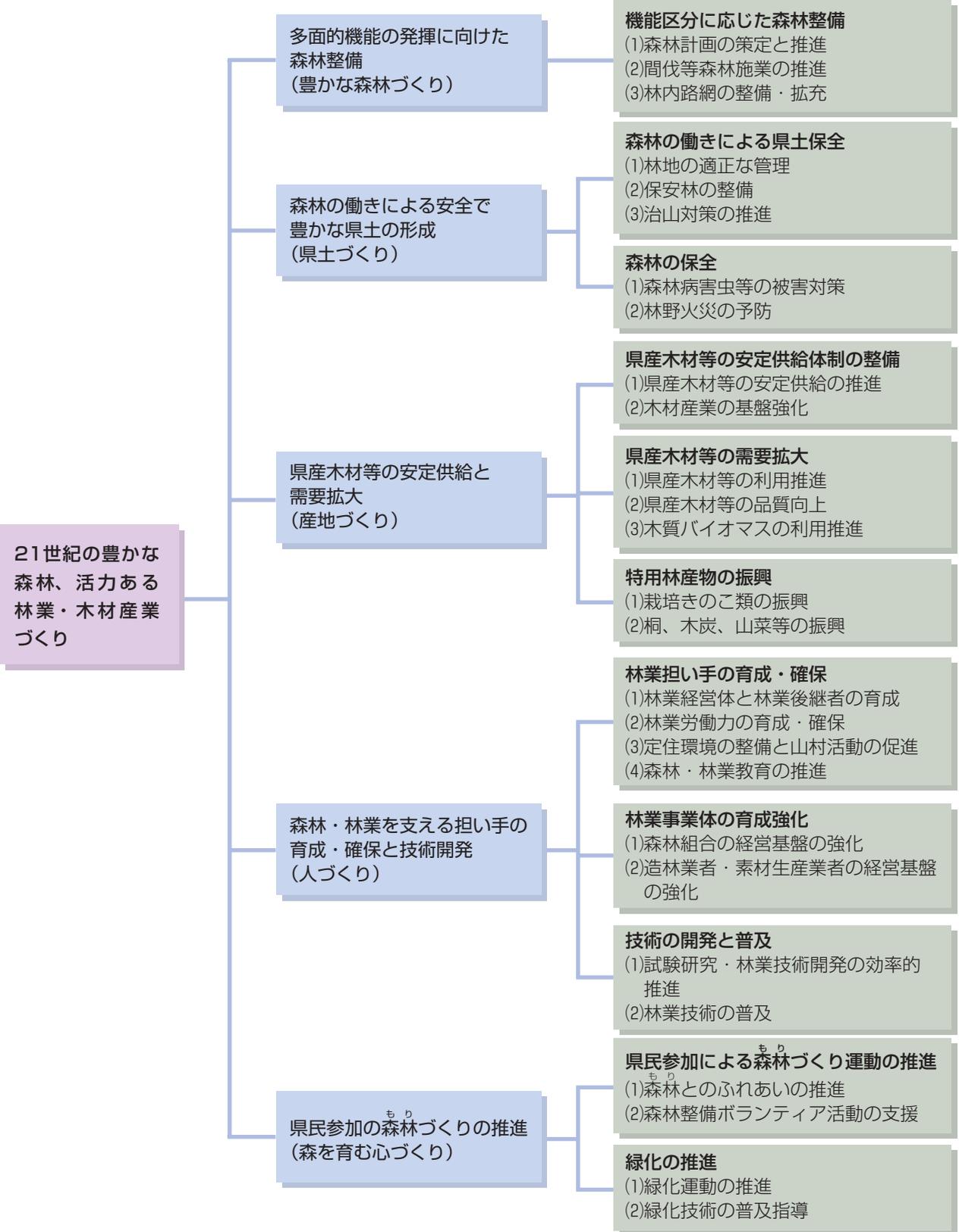
第3節 施策体系と主要指標

1 施策体系

(基本目標)

(施策の基本方向)

(施策の展開)



第3章

2 主要指標

多面的機能の発揮に向けた森林整備（豊かな森林づくり）

項 目		現状(平成12年)	目標(平成22年)	比率(%)
森 林 整 備 面 積(計) (うち間伐)	ha/年 ha/年	12,800 (3,400)	13,400 (4,400)	105 (129)
水 土 保 全 林 (うち間伐)	ha/年 ha/年	9,800 (2,740)	10,350 (3,740)	106 (137)
森 林 と 人 と の 共 生 林	ha/年	110	150	136
資 源 の 循 環 利 用 林 (うち間伐)	ha/年 ha/年	2,890 (660)	2,900 (660)	100 (100)

森林の働きによる安全で豊かな県土の形成（県土づくり）

項 目		現状(平成12年)	目標(平成22年)	比率(%)
保 安 林 面 積(累計)	ha	104,765	109,100	104

県産木材等の安定供給と需要拡大（産地づくり）

項 目		現状(平成12年)	目標(平成22年)	比率(%)
木 材 (素 材) の 供 給 量 (うち県産木材(素材)の供給量)	千m ³ /年 千m ³ /年	1,530 (764)	1,680 (910)	110 (120)
木 材 (素 材) の 需 要 量 (うち県産木材(素材)の需要量)	千m ³ /年 千m ³ /年	1,332 (582)	1,470 (700)	110 (120)
特 用 林 産 物				
栽 培 き の こ 類 生 産 量 桐 材 生 産 量	t/年 m ³ /年	5,756 1,100	8,023 1,200	139 109

森林・林業を支える担い手の育成・確保と技術開発（人づくり）

項 目		現状(平成12年)	目標(平成22年)	比率(%)
林 業 就 業 者 数	人	2,296	2,070	90

県民参加の森林づくりの推進（森を育む心づくり）

項 目		現状(平成12年)	目標(平成22年)	比率(%)
県条例で定めた森林とのふれあい施設*の利用者数	人/年	476,529	509,000	107
森 林 整 備 ボ ラ ン テ ィ ア 参 加 者 数	人/年	1,113	33,000	2,965

*「県条例で定めた森林とのふれあい施設」は、「ふくしま県民の森」「福島県昭和の森」「福島県総合緑化センター」の3施設です。